

岡山市学校給食費債権回収等業務委託に関する質問及び回答

令和8年9月3日

岡山市教育委員会事務局学校教育部保健体育課

No.	質問事項	該当箇所	質問内容	岡山市回答
1	仕様書	P. 1 4 対象滞納債権	対象滞納債権の詳細をご教示ください。 ・初回委託予定債権の件数、金額 ・既に他の事務所等へ委託済みの件数、金額 ・未収発生からの期間（3年未満、5年未満、5年以上等）	・初回委託予定債権の件数（公示時点） 5,127期別 ※本市では年間の請求額を10期別に分けています。 ・初回委託予定債権の金額 29,941,868円 ・既に他の事務所等へ委託済みの件数、金額 他の事務所へ委託している債権はありません。 ・未収発生からの期間 委託債権は全て3年未満です。
2	仕様書	P. 1 5（1） 債務者の基本情報	債務者の基本情報のご提供内容について「管理ID・債務者氏名・漢字及びカナ～納入額等」と記載がありますが、生徒の氏名及び学校名の情報提供はいただけますでしょうか。	委託債権に係る児童生徒の氏名及び学校名の提供は可能です。ただし、既に卒業・市外転出済の児童生徒を含め、一番所属の新しい学校名での提供となります。
3	仕様書	P. 2 6（1）② 業務内容	業務内容に「文書、電話、訪問等、適宜適切な手段を組み合わせ、全ての債務者に対して催告を行うこと」と記載がありますが、訪問については協議のうえ弁護士判断にて実施でよろしいでしょうか。	仕様書では、手段を例示しており、受注者の判断で催告手段を決定の上、実施いただきます。
4	仕様書	P. 2 6（3）③ 払込業務	払込期日について「翌月10日までに本市へ納付すること。」と記載がありますが「翌月5営業日まで」に協議可能でしょうか。	年末年始等で仕様書に準拠できない場合は、別途協議を可能とします。
5	仕様書	P. 3 6（4） 調査業務	調査業務については、協議のうえ弁護士判断にて実施でよろしいでしょうか。	受注者の判断で実施していただきます。
6	仕様書	P. 3 6（5） 報告業務	報告業務の詳細をご教示ください。 ・報告期日について「翌月10日まで」を「翌月5営業日まで」に協議可能でしょうか。 ・報告書類については、指定の式はあるのでしょうか。ある場合は、事前に確認することは可能でしょうか。もしくは、受託者の任意様式でよろしいでしょうか。 ・報告書類の提出方法について、WEB帳票サービスでの提出方法はご対応可能でしょうか。	・報告期日について 年末年始等で仕様書に準拠できない場合は、別途協議を可能とします。 ・報告書類の様式について 所定の報告様式はありませんので、仕様書に記載の項目が含まれた任意様式にてご提出いただきます。 ・報告書類の提出方法について 原則は本市が指定する大容量ファイル転送サービスにてご提出いただきますが、本市のセキュリティ基準を満たしたサービスであれば代替手段として使用を可能とします。